

主要各国のPRTR制度比較表

米国、カナダ、E-PRTR (EU)、英国、フランス、豪州、韓国の主要各国及び PRTR 議定書について、我が国 PRTR 制度と比較を行うため、インターネットを通じた情報収集を実施し、基本情報、報告対象事業者のすそ切り、対象物質、対象事業者、報告内容、データの公表に関する情報を整理した PRTR 制度比較表の時点修正（2016 年 5 月 31 日時点）を行った。

また、「平成 28 年度化管法対象物質検討調査等業務」に基づき、「排出量の算出方法の届出制度」及び「排出削減活動」について追加的に調査を行い、米国及びカナダについて調査結果を追記した。追記した個所を赤字で示す。

1. 基本情報

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
根拠法令	1999 年 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	1986 年 緊急対処計画及び地域住民の知る権利法 (EPCRA : Emergency Planning and Community Right to Know) 第 313 条	1988 年 カナダ 環境保護法 (CEPA1988 : Canadian Environmental Protection Act) 第 16 条に基づき、1992 年に法制化 ※現在 1999 年「カナダ環境保護法」(CEPA1999) 第 46 条	欧州 PRTR 規則 (Regulation No 166/2006)	国連欧州経済委員会 (UNECE) による 1998 年オーフス条約 2003 年オーフス条約 PRTR に関するキエフ議定書	1990 年 環境保護法に基づく統合的汚染管理制度 (IPC : Integrated Pollution Control)、汚染防止管理規則 (Statutory Instrument 2000 No.1973) 第 28 条 ※その後 2010 年環境上の許可規則が公布、施行。当該規則は、2007 年同規則、1991 年水資源法における排水の許可制度、2009 年地下水規則における地下水許可制度及び 1993 年放射性物質法における放射性物質規制制度を引き継いだもの	2002 年 汚染物質の排出年次報告法令 (la déclaration annuelle des émissions polluantes des installations classées soumises à autorisation) ※その後「2008 年汚染物質及び廃棄物の排出登録及び年次報告に関する省令」により改正 (2014 年 12 月 11 日の省令により最終改正)	1994 年 国家環境保護諮問委員会法に基づき、1998 年に国家環境保護手法 (NEPM) の一つとして策定	2013 年化学物質管理法(2015 年 1 月 1 日施行)第 11 条 ※これまでは 1996 年改正有害化学物質管理法(2004 年全文改正)
制度開始年	2001 年度の排出データについて、2002 年度から届出、公表。	1986 年 EPCRA 制定、1987 年施行。1988 年の排出データについて、1989 年に初めて公表。	1992 年に制度構築、1993 年から実施。 ※データベースでは 1994 年報告年から公表されているが、1993 年にも届出、公表があった模様。	2004 年採択、2006 年発効。2007 年データについて、2009 年に初めて公表。	2009 年 10 月 8 日発効 (署名国 36 ヶ国 + 欧州共同体、批准国 32 ヶ国 + 欧州共同体)。	1990 年に CRI (Chemical Release Inventory) 制度として開始。その後 EPER に対応して、2001 年に制度を改正。2002 年の排出データから現在の PI 制度に改定し、2003 年公表。	1997 年に任意制度として発足 (1995 年データを公表)。2003 年から義務的の制度に移行。	1998 年、NEPM の一部として NPI の実施を決定。1998 年のデータについて、2000 年に公表。	1996 年有害化学物質管理法改正、1998 年施行。1998 年の排出データについて、1999 年届出、公表。
法令上の罰則(*)	届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、20 万円以下の過料。	未報告、虚偽の報告につき、各違反につき、 1 日あたり 25,000 ドル(約 280 万円)を超えない民事罰。 ※額はインフレを考慮して読みかえられ 2013 年 12 月 6 日以降は 37,500 ドル(約 420 万円)。	未報告、虚偽報告、過失のある場合、即決判決では最高 800 万カナダドル(約 6 億 9 千万円)(個人の場合最高 60 万カナダドル(約 5200 万円))の罰金もしくは 6 ヶ月を超えない禁固又は双方、正式起訴に基づく有罪判決(陪審裁判)では最高 1200 万カナダドル(約 10 億円)の罰金(個人の場合最高 200 万カナダドル(約 1 億 7 千万円))もしくは 3 年を超えない禁固又は双方。	加盟国において罰則を規定するよう規定。	規定なし	正当な理由なく規定を遵守しない場合、即決判決では法定上限(5,000 ポンド(約 81 万円))を超えない罰金、正式起訴に基づく有罪判決(陪審裁判)では罰金もしくは 2 年を超えない禁固又は双方。	未報告、不十分な報告は、第 5 級軽犯罪を構成し、法人に対しては 7,500 ユーロ(約 94 万円)以下(再犯・累犯の場合は 15,000 ユーロ(約 190 万円)以下)の罰金。	NPI の実施権限は、州又は準州の環境庁にあり、報告義務違反に対する罰則は地域により異なる。但し、国家環境保護諮問委員会では、NPI の報告義務違反に対して、高額な罰金や禁固は課さないことを規定している。	未報告、虚偽の報告に対し、1,000 万ウォン(約 96 万円)以下の過料。
PRTR ホームページ	PRTR インフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html	Toxic Release Inventory http://www.epa.gov/tri/	National Pollutant Release Inventory http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/	The European Pollution Release and Transfer Register (E-PRTR) http://prtr.ec.europa.eu/	Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm	Pollution Inventory Reporting https://www.gov.uk/government/collections/pollution-inventory-reporting または UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets https://www.gov.uk/guidance/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtr-data-sets	Registre français des émissions polluantes http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/	National Pollutant Inventory http://www.npi.gov.au/	Toxics Release Inventory http://ncis.nier.go.kr/tri/

注) 英国については、英国イングランド・ウェールズ地方環境庁所管について調査 (以後、同じ)。

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

(*)罰金額の邦貨換算には、日本銀行基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成 28 年 5 月中適用分)を使用した。

2. 報告対象事業者のすそ切り

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
雇用者数	常勤従業員 21 人以上の事業者	常勤従業員を 10 人以上雇用している施設（年間雇用者労働時間 20,000 時間以上）	年間雇用者労働時間 20,000 時間超（当該施設で働く常勤、パート、請負者の総勤務時間数）の施設 ※但し廃棄物・下水汚泥焼却、木材保存、燃料ターミナル操業、公営廃水処理施設、あるいは採掘坑、採石の施設は、上記年間労働時間に関係なく、事業活動、対象物質の取扱量で判断される。	雇用者数によるしきいはない。 ただし、事業活動毎の生産・処理容量等のしきい値を設定。 例えば、 - 火力発電：投入熱量 50 メガワット - 非有害廃棄物焼却施設：3t/日 - 下水処理施設：処理能力 10 万人相当	次のいずれかを各国が選択 A 方式：一定規模以上の施設一業種区分毎に規模のしきい値 B 方式：従業員 10 人超	雇用者数によるしきいはない。 ただし、事業活動毎の生産・処理容量等のしきい値を設定(E-PRTR の項参照)。	雇用者数によるしきいはない。 ただし、事業活動毎の生産・処理容量等のしきい値を設定 (E-PRTR の項参照)。	クリーニング施設(従業員数 20 人以上)を除き、雇用者数によるしきいはない。	従業員数 1 人以上(2013 報告年から)
年間取扱量	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質の年間取扱量（製造+使用）1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上） ※対象物質が原材料、製品等に 1%以上含まれる（特定第一種指定化学物質は 0.1%以上）場合のみ考慮 法令で定める特定の施設は取扱量にかかわらず設置している事業者は対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質の取扱量が、以下のいずれかの操業形態で基準値以上 製造又は加工：25,000 ポンド（約 11,350kg）/年 その他の方法での使用：10,000 ポンド（約 4,540kg）/年 PBT を年間 100 ポンド（約 45kg）以上製造、加工、又は他の方法で使用している施設。 特に残留性、蓄積性が高い PBT については 10 ポンド（約 4.5kg）以上。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質をグループ分けし、グループ毎に別個のしきい値を適用。 Part 1, Group A：195 物質：含有率 1%以上、取扱量が 10 トン/年以上。 Part 1, Group B： <ul style="list-style-type: none"> 水銀：濃度にかかわらず、年間 5kg 以上製造、加工、又はその他の方法で使用している施設。 カドミウム：含有率 0.1%以上、取扱量が 5kg/年以上。 ヒ素、コバルト、六価クロム、鉛、テトラエチル鉛：含有率 0.1%以上、取扱量が 50kg/年以上。 セレン：含有率 0.000005%以上、取扱量が 100kg/年以上。 ビスフェノール A、トルエンジソシアネート：含有率 0.1%以上、取扱量 100kg 以上 アクリロニトリル：含有率 0.1%以上、取扱量 1,000kg 以上 イソブレン、タリウム：含有率 1%以上、取扱量 100kg 以上 ヒドラジン、ノニルフェノール及びそのエトキシレート、：含有率 1%以上、取扱量 1,000kg 以上 Part 2：30 多環芳香族化合物：付随的に製造され、放出又は移動された全ての PAH の量が合計 50kg 以上。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを各国が選択 A 方式：物質ごと、排出媒体ごとに、排出・移動量の報告しきい値を設定 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年 B 方式：物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 <例> 鉛—製造・加工・使用 50kg/年 	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質をグループ分けし、グループ毎に別個のしきい値を適用。 カテゴリ-1：年間 10 トン以上使用。 カテゴリ-1a(全 VOC)：年間 25 トン以上全 VOC を使用。 カテゴリ-2a(CO, PAH, SO₂ 等)：以下いずれかの燃焼活動を行っている場合。 <ul style="list-style-type: none"> - 400 トン/年以上の燃料又は廃棄物を燃焼。 - 1 トン以上の燃料又は廃棄物を報告対象期間中の 1 時間で燃焼させたことがある。 カテゴリ-1b(水銀及びその化合物)：5 kg 以上 カテゴリ-2b(全 2a 物質、ダイオキシン、重金属等) <ul style="list-style-type: none"> - 2,000 トン以上の燃料又は廃棄物を燃焼 - 60,000MWh 以上の電気エネルギー(照明及び動力への使用を除く)を報告対象期間中に消費。 - 報告対象期間中の最大消費電力(照明及び動力への使用を除く)が 20MW だった可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定された 16 物質については年間取扱量（製造+使用）1 トン以上（鉛、水銀、ヒ素、アスベスト等） その他の物質については年間取扱量 10 トン以上
排出量の報告しきい値の有無	なし	なし	多環芳香族化合物、大気汚染物質、及び VOC の排出について排出量のしきい値あり。	物質毎に年間排出量のしきい値。	上記参照	物質毎に年間排出量のしきい値。	物質毎に年間排出量または日排出量（排水中のみ）のしきい値。	カテゴリ-3(全窒素(TN)・全燐(TP))：水域排出量または廃棄物移動量のしきい値(TN 15 トン、TP 3 トン以上)。	なし

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

3. 対象物質①

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
物質数	462 物質	594 物質 31 分類(2015 年) ※31 分類のうち、4 分類に含まれる 68 物質を個々のものとして考えた場合、 594+27+68= 689 物質	322 物質(2016 報告年及び 2017 報告年)	91 物質(大気 60 物質、水 71 物質、土壌 61 物質)	86 物質	環境上の許可を受け、当局の規制を受けている施設：大気 70 物質、水 89 物質、土壌 66 物質、廃水移動 88 物質 当局の規制は受けていないが、E-PRTR の対象となるプロセスを操業している施設：大気 66 物質、水 89 物質、土壌 66 物質、廃水移動 89 物質	「A.E-PRTR の対象とその他の関連項目」95 物質、 「B.その他の特定項目」34 物質、 「C.科学研究開発実験施設のみを対象とし、他に掲げられていない項目」57 物質	93 物質	415 物質(群)
特別指定物質	462 物質のうち、発がん性のある 15 物質を「特定第一種指定化学物質」として指定。	残留性、生体蓄積性、有毒性のある物質 16 物質と 4 化合物を PBT として指定。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	発がん性、突然変異誘発性、生殖毒性のある 16 物質を CMR 物質として指定。
選定クライテリア	①人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの ②自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの ③オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの のいずれかに該当し、かつ、 ④その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質	人への健康影響（発がん性、急性毒性、慢性毒性等）及び生態毒性を考慮。	1998 年～2000 年に設置された NPRI 特別物質作業部会の勧告を受け、対象物質の増加・削減について 5 つの「決定要素 (Decision Factors)」を掲げている。 ・当該物質は NPRI のクライテリアを満たすか（健康及び環境上の懸念） ・当該物質の放出について施設からの排出が大きく影響しているか ・当該物質を対象とすることは一以上の NPRI の目的に資するか ・当該物質は他の手段で報告されているか ・当該物質は既に何らかの形で NPRI に取り込まれていないか	・PRTR 議定書の対象物質に、水枠組指令等を考慮し、5 物質を追加。 ・PRTR 議定書の選定クライテリア；下記国際的取り決めに基に策定。 －EPER 物質リスト －EU 水枠組指令の優先物質リスト －国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) に基づき規制される主要物質 －POPs 条約、PIC 条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶からの汚染防止条約、長距離越境大気汚染条約に基づき規制される物質	下記国際的取り決めに基に策定。 ・EPER 物質リスト ・EU 水枠組指令の優先物質リスト ・国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) に基づき規制される主要物質 ・POPs 条約、PIC 条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶からの汚染防止条約、長距離越境大気汚染条約に基づき規制される物質	・E-PRTR 対象物質 ・環境及び人の健康に影響を与える可能性のある物質（国内法・国際条約規制物質等）	・E-PRTR 対象物質 ・人への急性毒性、発癌性、生態毒性等及び環境に影響を与える物質： －水・大気・土壌における危険性のある物質全般 －工場・牧畜施設等による廃棄物 －大気中あるいは水中への汚染物質排出削減プロジェクトの対象物質	1997 年に設置された専門諮問パネル(Technical Advisory Panel)が、以下 3 つの観点から NPI の対象とすべき物質を勧告。 ・環境上の影響 ・人の健康への影響 ・暴露 TAP は、上記 3 つの観点から、選定した物質に対し、環境及び人の健康への影響に対する 0 から 3 のハザードスコアをつけて、リスクスコアを算出。 リスクスコア=(環境ハザードスコア+人の健康ハザードスコア)×暴露 この方式により算出されたリスクスコアは 0 から 18 で、TAP はリスクスコア 3 以上の物質(=89 物質)に VOC を加えた 90 物質について、NPI の対象とすべきことを勧告した。	・有毒物 ・観察物質 ・取扱制限物質又は取扱禁止物質 ・環境汚染物質 ・揮発性有機化合物 ・水質汚染物質 ・発がん性、生殖毒性、遺伝毒性等を有する物質

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

3. 対象物質②

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
年間排出量による報告しきい値(報告対象事業者のすそ切りは、「2.」参照)	なし	なし	Part 2: 多環芳香族化合物 (PAHs): 非意図的な製造及び排出、リサイクルのための処分又は移動について総量 50kg 以上の場合、あるいはクレオソートを使用した木材防腐処理についてはすべて。 Part 4: 一酸化炭素、NO ₂ 、PM など大気汚染基準物質: 大気への排出について物質毎に 0.3 トンから 20 トンのしきい値。VOC: 大気への排出について 10 トン以上。 Part 5: 指定された 75 の VOC: 大気への排出について 1 トンのしきい値 (総 VOC が 10 トン以上は Part 4 で報告)。	物質毎に年間排出量のしきい値を適用。 <例> 鉛および鉛化合物 - 大気 200kg 鉛/年 - 水 20kg 鉛/年 - 土壌 20kg 鉛/年	次のいずれかを各国が選択。 A 方式: 物質毎、排出媒体毎に、排出・移動量の報告しきい値を設定 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年 B 方式: 物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 <例> 鉛-製造・加工・使用 50kg/年	物質毎に年間排出量のしきい値を適用。 ・E-PRTR 対象物質に対する報告しきい値は、当局の規制を受ける施設に対しては E-PRTR 規則のしきい値より小さい値が適用される物質が多い(土壌排出及び当局の規制は受けていないが E-PRTR の対象となる施設に対しては E-PRTR 規則に同じ)。 <例> 鉛および鉛化合物 - 大気 100kg 鉛/年 - 水域及び廃水移動 20kg 鉛/年 - 土壌 20kg 鉛/年	物質毎に年間排出量しきい値を適用。 ・E-PRTR 対象物質に対する報告しきい値は、一部の物質で E-PRTR 規則より小さい値が設定されている他は規則に同じ。ただし、一定規模以上の火力発電施設及び廃棄物焼却施設に対しては 0 に設定されている物質もある。 <例> 鉛および鉛化合物 - 大気 200kg 鉛/年(廃棄物焼却施設では 0) - 水 20kg 鉛/年または 20g 鉛/日 - 土壌 20kg 鉛/年	TN 及び TP に対し、水域排出量または廃棄物移動量 15t-TN/年及び 3t-TP/年。	なし
温室効果ガス*	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : ○ CH ₄ : ○ N ₂ O: ○ PFC: ○ SF ₆ : ○ HFC: ○	CO ₂ : ○ CH ₄ : ○ N ₂ O: ○ PFC: ○ SF ₆ : ○ HFC: ○	CO ₂ : ○ CH ₄ : ○ N ₂ O: ○ PFC: ○ SF ₆ : ○ HFC: ○	CO ₂ : ○ CH ₄ : ○ N ₂ O: ○ PFC: ○ SF ₆ : ○ HFC: ○	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: × SF ₆ : × HFC: ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O: × PFC: ○ SF ₆ : ○ HFC: ○
オゾン層破壊物質**	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: ○ ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: ○ ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: × 臭化メチル: ○ ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: ○ HCFC: ○ HBFC: × ハロン: ○ 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: × HCFC: × HBFC: × ハロン: × 四塩化炭素: × 1,1,1-トリクロロエタン: × 臭化メチル: × ブロモクロロメタン: ×	CFC: × HCFC: × HBFC: × ハロン: × 四塩化炭素: ○ 1,1,1-トリクロロエタン: ○ 臭化メチル: ○ ブロモクロロメタン: ×
大気汚染物質***	CO: × SO ₂ : × NO _x : × VOC: ○* PM: × ※VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒド等の VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO: × SO ₂ : × NO _x : × VOC: ○* PM: × ※VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒド等の VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※揮発性有機化合物の群(メタンその他は含まない)として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : ○ NO _x : ○ VOC: ○* PM: ○ ※TVOC (全揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されているが、メタンなどは除外されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO: ○ SO ₂ : × NO _x : × VOC: ○* PM: × ※VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒド等の VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律の対象物質。

** オゾン層保護法の対象物質。

*** 大気汚染防止法の対象物質。

3. 対象物質③

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
多環芳香族化合物 (PAH)	報告対象ではない ※PAH の化学物質群としての指定ではない。 アセナフテン、アントラセン、キノリンが個別に対象となっている。	PBT 規則により 2000 年度から報告対象。以下、25 物質について総計を報告する。 Benzo(a)anthracene Benzo(a)phenanthrene (chrysene) Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(j)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Benzo(j,k)fluorene (fluoranthene) Benzo(r,s,t)pentaphene Dibenz(a,h)acridine Dibenz(a,j)acridine Dibenz(a,h)anthracene Dibenzo(a,e)fluoranthene Dibenzo(a,e)pyrene Dibenzo(a,h)pyrene Dibenzo(a,l)pyrene 7H-Dibenzo(c,g)carbazole 7,12-Dimethylbenz(a)anthracene 1,6-Dinitropyrene 1,8-Dinitropyrene Indeno(1,2,3-cd)pyrene 3-Methylcholanthrene 5-Methylchrysene 6-Nitrochrysene 1-Nitropyrene 4-Nitropyrene ◇ 報告ガイダンス Guidance for Reporting Toxic Chemicals: Polycyclic Aromatic Compounds Category (2001) https://www.epa.gov/sites/production/files/documents/2001pacs.pdf	以下の 30 多環芳香族化合物について総計 (個々に報告された物質の量は除く) もしくは個々の物質(5kg 以上のもの)毎に報告。 Dibenz(a,j)acridine Benzo(a)anthracene Benzo(a)phenanthrene Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(e)pyrene Benzo(g,h,i)perylene Benzo(j)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Dibenzo(a,h)anthracene Dibenzo(a,i)pyrene 7H-Dibenzo(c,g)carbazole Fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene Perylene Phenanthrene Pyrene Acenaphthen Acenaphthylene Fluorene Dibenzo(a,e)fluoranthene Dibenzo(a,e)pyrene Dibenzo(a,h)acridine Dibenzo(a,h)pyrene Dibenzo(a,l)pyrene 7,12-Dimethylbenz(a)anthracene 3-Methylcholanthrene 5-Methylchrysene 1-Nitropyrene Quinoline	長距離越境大気汚染条約の POPs 議定書により、以下の 4 物質を PAH とする。 Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene なお、 Benzo(g,h,i)perylene については、個別の報告を要する。	長距離越境大気汚染条約の POPs 議定書により、以下の 4 物質を PAH とする。 Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene	以下の 5 物質を個々の物質毎に報告する。 Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Benzo(g,h,i)perylene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene* *水域への排出、廃水移動は、当局の規制は受けていないが E-PRTR の対象となる施設に対してのみ。	多環芳香族化合物： 大気及び土壌ともに以下の PAH の総計を報告する。(科学研究開発実験施設からの排出 (排水) では個別の報告を要する) Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene なお、 Benzo(g,h,i)perylene については、個別の報告を要する。	個々の物質毎に報告するのではなく、下記 20 物質の Benzo(a)pyrene 当量 (WHO 1998) の総計を総計として報告する。 Acenaphthene Anthracene Benz(a)anthracene Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(e)pyrene Benzo(g,h,i)perylene Benzo(j)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Chrysene Cyclopenta(c,d)pyrene Dibenzo(a,e)pyrene Dibenz(a,h)anthracene Dibenzo(a,l)pyrene Dibenzo(a,h)pyrene Dibenzo(a,i)pyrene Fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene Phenanthrene Pyrene	報告対象ではない* ※PAH の化学物質群としての指定ではない。 Indeno(1,2,3-c,d)pyrene が個別に対象となっている。
ダイオキシン類の取扱い	報告対象 ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条(2)に規定する特定施設が設置されている事業所について、排出量・移動量を報告	報告対象 年間取扱量 (非意図的生成物を含む) 0.1g 以上。	報告対象 排出量でのすそ切りはない。 ※ダイオキシン/フラン又はヘキサクロロベンゼンを偶発的に製造するおそれがある施設で特定事業活動を行う廃棄物焼却施設(非有害・医療系は 26t 以上、有害・下水汚泥はしきい値なし)、その他の特定施設 (鉄鋼、セメント、発電用ボイラー(25MW 以上)等 : 総労働時間 2 万時間以上) が報告。	報告対象 排出しきい値 0.1g I-TEQ/年 (大気、水、土壌全て)	報告対象 排出しきい値 1g 以上。	報告対象 排出しきい値 大気 0.00001 kg I-TEQ 及び 0.00001 kg WHO-TEQ 水 0.0001kg -TEQ 及び 0.0001 kg WHO-TEQ 土壌 0.0001kg I-TEQ 及び 0.0001 kg WHO-TEQ 廃水移動 0.0001kg I-TEQ 及び 0.0001 kg WHO-TEQ	報告対象 排出しきい値 0.1g I-TEQ/年 (大気、水、土壌全て)	報告対象 年間 2,000 トン以上の燃料又は廃棄物を燃焼、年間 60,000MWh 以上の電気エネルギー(照明及び動力への使用を除く)を消費、又は最大消費電力 20MW 以上 (照明及び動力への使用を除く)の施設。	報告対象ではない

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

4. 対象事業者① 対象業種

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
対象業種	<p>以下、兼業している業種が1つでも該当すれば対象</p> <p>1 金属鉱業 2 原油及び天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 5 ガス業 6 熱供給業 7 下水道業 8 鉄道業 9 倉庫業 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業 12 自動車卸売業 13 燃料小売業 14 洗濯業 15 写真業 16 自動車整備業 17 機械修理業 18 商品検査業 19 計量証明業 20 一般廃棄物処理業 21 産業廃棄物処分業 22 医療業 23 高等教育機関 24 自然科学研究所</p> <p>注) 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。</p>	<p>SIC (標準産業分類) コード 20~30 の製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・煙草 ・繊維 ・衣服・繊維製品 ・木材・木製品 ・家具・装備品 ・紙・紙加工品 ・印刷・出版 ・化学 ・石油精製 ・ゴム・プラスチック ・革・革製品 ・窯業、土石製品 ・貴金属 ・金属加工 ・一般機械器具・コンピューター機器 ・電気機械機器 ・輸送用機械器具 ・精密機械器具 ・その他の製造業 <p>1998 年度から非製造業 7 業種が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属鉱業 ・炭鉱業 ・電力 ・RCRA-C 有害廃棄物処理処分業 ・化学物質及び化学品卸販売業 ・石油販売業 ・溶剤回収業 <p>連邦施設も 1994 年に追加</p>	<p>以下に掲げる適用除外施設に該当しない施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・訓練施設 ・試験・研究施設 ・輸送車両整備・修理施設 ・燃料の流通・保管・小売施設、但しターミナルは除く ・対象物質を含む成形品・製品の卸売り・小売施設 ・対象物質の小売施設 ・農林水産に係る施設(加工・利用施設は除く) ・歯科医業 	<p>以下 9 産業部門における 65 の事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー ・金属製造・加工 ・鉱業、窯業、土石製品製造業 ・化学工業 ・化学工業 ・廃棄物・排水管理 ・製紙業、木材製造・加工 ・集約的畜産、水産 ・食料分野の動植物製品 ・その他 	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー ・金属製造、加工 ・鉱業、窯業、土石製品製造業 ・化学工業 ・廃棄物、排水管理 ・製紙業、木材製造・加工 ・集約的畜産、水産 ・食料分野の動植物製品 ・その他 	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <p>・環境操業許可規則 (EPR : Environmental Permitting Regulation 2010) パート A(1)規制事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー ・金属生産・加工 ・鉱物産窯業土石 ・化学産業 ・廃棄物管理 ・その他の産業 (製紙、炭素製造・加工、タール・瀝青加工、染色、インキ等製造、皮革・食品加工、畜産、炭素回収・貯蔵) ・下水処理(10万人相当以上) ・放射性廃棄物を大気、水域、EPR の対象となる下水処理施設に廃棄する者 ・露天掘り鉱山・採石場 (25ha 以上)、地下鉱山とその関連事業(容量を問わない) 	<p><汚染物質の年間排出量報告対象></p> <p>(a)以下の事業活動を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の家畜飼育施設 ・養殖施設(年間生産量 1000t 超) ・下水処理施設(日処理能力 6000kg-BOD₅ (人口 10 万人相当)) ・鉱物採取業(鉱業法対象) <p>(b) E-PRTR 規則の対象事業活動を行っている施設</p> <p><廃棄物の年間発生量報告対象 (有害廃棄物 2t/年超、非有害廃棄物 2,000t/年超)></p> <p>非有害廃棄物については上記(b)のみ対象</p>	<p>以下に掲げる適用除外施設に該当しない施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境外にある固定施設で操業されている移動排出源 (空輸、海上輸送等) ・石油小売施設 ・20 人未満のクリーニング施設 ・スクラップ金属処理施設(バッテリー再生及び精錬を除く) ・農作物生産、水産、園芸、畜産施設(農作物加工及び集約的畜産業を除く) <p>実際は、各業種別に排出量の算定方法等を示した NPI 産業ハンドブックが発行されている業種が報告対象となる。</p>	<p>以下の指定 39 業種に該当する事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石炭、原油及び天然ガス鉱業 2 金属鉱業 3 食料品製造業 4 飲料製造業 5 たばこ製造業 6 繊維製品製造業 7 衣服・衣服アクセサリ、毛皮製品製造業 8 革製品、かばん、靴製造業 9 木材・木製品製造業 10 パルプ、紙・紙製品製造業 11 印刷・記録媒体複製業 12 コークス、練炭、石油精製品製造業 13 化学物質・化学製品製造業 14 医療用物質・医薬品製造業 15 ゴム・プラスチック製品製造業 16 非金属鉱物製品製造業 17 第一次金属産業 18 金属加工製品製造業 19 電子部品、コンピューター、映像音響、通信装備製造業 20 医療、精密、光学機器、時計製造業 21 電気装備製造業 22 その他機械・設備製造業 23 自動車・トレーラー製造業 24 その他運送設備製造業 25 家具製造業 26 その他製品製造業 27 電気、ガス・蒸気・空調供給業 28 水道事業 29 下水、廃水、し尿処理業 30 廃棄物収集・運搬、原料再生業 31 自動車及び自動二輪を除く卸・仲買業(燃料・関連製品卸業、化学物質・化学製品卸業) 32 陸上運輸・パイプライン運送業 33 水上運送業 34 航空運送業 35 保管・倉庫業 36 出版業 37 写真処理業 38 整備・修理業(機械・機器修理業、自動車・自動二輪修理業) 39 洗濯業

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく

4. 対象事業者② 報告対象施設の定義

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
報告施設数	35,573 事業所 (2014 年度)	21,873 施設 (2014 年)	7,720施設 (2014年)	32,436 施設 (2013 年)	集計はされていない。	6,145 施設 (2013 年) ※UK 全体の E-PRTR 登録データ	3,735 施設 (2013 年) ※E-PRTR 登録データ	4,104 施設 (2014-2015 年)	3,435 事業所 (2013 年)
報告対象となる施設又は事業者	<p>1.第一種指定化学物質を製造、使用、もしくは取り扱う者</p> <p>2.事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>※対象事業者は、事業所毎に届出書を作成</p>	<p>「施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人物により所有又は操業されているもの。</p>	<p>「施設」には、以下の3つの定義が含まれる。</p> <p>「隣接する施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人物により所有又は操業されているもの。かつ、一つの統合されたサイトとして機能しているものをいう。</p> <p>「パイプライン施設」とは、一つのサイト上にある設備の集合で、天然ガス移送、配送パイプラインの操業に使用されているもの。</p> <p>「オフショア施設」とは、洋上の穿孔ユニット、生産プラットフォーム、カナダの大陸棚に取り付けられている海中設備等をいう。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、同一の自然人もしくは法人が運営する同じサイトにある一以上の設備を意味する。</p> <p>「設備 (installation)」とは、附属書 I でリストに挙げられた一以上の活動、及び当該サイトで実施される活動と技術的なつながりを持つ、また排出や汚染に影響を及ぼす可能性がある、その他の直接関連のある活動が実施される固定の技術設備一式を意味する。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、同一の自然人もしくは法人が運営する同じサイトにある一以上の設備を意味する。</p> <p>「設備 (installation)」とは、附属書 I でリストに挙げられた一以上の活動、及び当該サイトで実施される活動と技術的なつながりを持つ、また排出や汚染に影響を及ぼす可能性がある、その他の直接関連のある活動が実施される固定の技術設備一式を意味する。</p>	<p>「設備 (installation)」とは、PPC 規則の別表 1 に掲げられている事業活動 (前ページ対象業種を参照) を一つ以上行っている「技術ユニット (technical unit)」をいう (EU の IPPC 指令と同じと考えてよい)。</p>	<p>EC 規則 166/2006 の附属書 I に規定された活動を行っている事業者：その他の特定の事業者</p>	<p>「施設」とは、機械装置、プラント、器具、設備、用具、道具、その他そこで行われている活動に関連して使用されるものを含み、対象物質が排出される可能性のある建物又は土地をいう。オフショア施設も含む。</p>	<p>水質環境保全法及び大気環境保全法により、指定物質排出施設の設置許可及び届出を行った事業所</p>
特別要件施設の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法§8(1)に規定する施設 ・下水道終末処理施設 ・一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 (ダイオキシン類特措法 §2(2)に規定する施設) 	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容①

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
報告施設情報	<p>1.事業者の名称 2.事業所の名称 3.所在地 4.事業所において常時使用される従業員の数 5.事業所において行われる事業が属する業種 6.第一種指定化学物質の排出量及び移動量 7.担当者（問い合わせ先）</p>	<p>Part 1: 施設特定情報 1.報告年 2.企業秘密情報 3.報告責任者（氏名、職名、署名、日付） 4.施設特定（名称、ID No.、住所、郵便番号、本報告は施設全体か一部か、連邦の施設か否か、技術的連絡先・電話番号・E-mail、一般連絡先・電話番号・E-mail、NAICS コード、D&B 番号） 5.親会社情報(名称、D&B 番号)</p>	<p>※以下、カナダの報告は電子報告システム“OWNERS”を用いて報告を行う。 <u>問い合わせ先情報</u> 以下の項目について、氏名、役職、住所、電話、E-mail を報告 ・技術的問い合わせ ・一般問い合わせ（あれば） ・コーディネーター問い合わせ（あれば） ・NPRI 報告責任者（施設所有者もしくは会社代表者） ・独立委託先（NPRI 報告を担当した委託先があれば） <u>施設情報</u> ・施設名、住所、（初年度報告もしくは移動型施設の場合）緯度・経度などの地図コード ・従業員数 ・企業名（商号）、住所、D&B 番号、連邦企業番号 ・カナダの親会社名、住所、D&B 番号、連邦企業番号 ・NPRI ID 番号 ・NAICS 番号</p>	<p>施設の特定 ・親会社の名前 ・施設の名前 ・施設の住所/都市 ・郵便番号/国 ・位置の経・緯度 ・河川流域 ・NACE コード（4桁） ・主な経済活動 ・生産量（任意） ・設備数（任意） ・年間操業時間数（任意） ・従業員数（任意） ・施設または親会社で公表しているウェブサイトのアドレス等（任意） 施設の附属書 I 事業活動/工程（事業コード） 事業活動 1（主要事業） 事業活動 2 事業活動 N 加盟国における担当者（名前、住所、電話、FAX、E-mail）</p>	<p>・施設名称 ・施設の所在地 ・施設の活動内容 ・所有者または運営者、会社の名前（特定書式の提示なし）</p>	<p>Part1 運営管理者・サイト ・報告年、PIR 参照番号、事業者名、事業所名、事業所所在地、連絡先詳細 ・NACE コード、NOSE-P コード、E-PRTR コード 任意事項： 従業員数、施設の稼働時間、一般問い合わせ用 E-mail、ウェブサイト</p>	<p>報告年 <u>所有者の特定</u> ・所有者名 ・親会社（任意） ・事業所の法的形態 ・SIRET N°（事業所番号：9桁の事業所識別番号と5桁の所在地識別番号）（任意） ・本社の住所、郵便番号 <u>施設の特定</u> ・施設名 ・施設の所有者名 ・操業場所の住所、郵便番号 ・施設の位置を示す地図コード ・施設の主事業活動 ・NAF コード ・SIRET 番号 ・年間生産量又は（家畜飼育業については）家畜数（任意） ・施設数（任意） ・年間操業時間（任意） ・従業員数（任意） ・その他施設の操業者が役に立つと思う情報（ウェブサイトアドレス、報告書へのリンク、環境施設、排出量に関する説明、問い合わせ E-mail アドレス等）（任意） <u>責任者</u> ・氏名 ・役職 <u>連絡先</u> ・氏名 ・役職 ・電話、fax、E-mail ・所見と疑問点（任意）</p>	<p>セクション A：報告施設情報 <u>報告対象期間</u> <u>施設情報</u> 1.施設 ID 2.登録企業名 3.ACN（Australian Company #） 4.ABN（Australian Business #） 5.登録住所 6.郵便用住所 7.施設名 8.環境庁許可番号 9.施設の従業員数 10.ウェブサイト 11.当該施設で行われている主な事業活動又は工程 12.施設の住所 13.施設の緯度 14.施設の経度 15.ANZSIC コード <u>一般/技術的問い合わせ用</u> 名前、所属、電話、携帯、FAX、E-mail、郵便用住所 セクション E：証明書 <u>報告書作成に要した費用</u> 内部費用、外部費用（コンサルタント、分析）、報告者からのコメント（公表・非公表別） <u>チェックリスト</u>(項目ごとの記入完了の) <u>証明書</u> 施設所有者による報告内容証明 施設の所有者の詳細（氏名、所属、施設、日付、署名）</p>	<p>事業者に関する一般事項 1.事業者名 2.代表者 3.事業所所在地 4.管轄機関 5.事業者登録番号 6.業種 7.従業員数 8.産業団地名 9.農工団地名 10.資本金 11.年間売上高 12.年間操業日数 13.一日平均操業時間 14.有毒物取扱営業の種類 15..上水源保護区域名 16.水質保全特別対策地域名 17.大気保全特別対策地域名 18.流入水系名 19.事業所内廃水処理施設の種類 20.事業所内廃棄物処理施設の種類 21.事業所の規模 22.作成者・確認者署名</p>
取扱量報告の有無	・報告なし	・サイト内の当該物質の最大保有量	言及なし	・（任意事項として）生産量	言及なし	・資源効率物理指標（REPI）※： 主要な経済活動による生産量、原料・エネルギー・水消費量、廃棄物排出量；これら事項の企業秘密扱いの有無 ※参加している第三者枠組名、簡易項目で報告可	・（任意事項として）生産量	・対象物質の使用量	<p>・事業所内の最大保有量 ・取扱量及び用途（生産量、使用量、用途） ※但し、行政情報として収集されるデータであり、一般には業種別の情報のみ公開される。</p>

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容-②(その1)

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出量	<p>1.第一種指定化学物質の名称</p> <p>2.第一種指定化学物質の号番号</p> <p>3.排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気への排出 ・公共用水域への排出 <p>(排出先の河川、湖沼、海域等の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務所における土壌への排出(埋立処分以外) ・当該事業所における埋立処分 	<p>Part2: 化学物質別情報</p> <p>1.有害物質の特定(CAS 番号、物質・分類名、一般名、ダイオキシン・ダイオキシン類各種類の分類)</p> <p>2.混合物組成の特定(供給者が使用している一般名)</p> <p>3.施設内における製造、加工、使用形態</p> <p>4.サイト内の当該物質の最大保有量</p> <p>5.各環境媒体への排出量(媒体:大気(非点源・点源)、水、地下注入、埋立処分地)(項目:総排出量、推定基礎※)</p> <p>※排出移動量の算出根拠について、以下の6つのコードから選択する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M1: 連続測定データ ・ M2: 定期あるいはランダムモニタリングデータ ・ C: 物質収支計算 ・ E1: 公開排出係数による推定 ・ E2: オンサイト特異的排出係数による推定 ・ O: その他(数式で揮発量を求める工学的計算など) 	<p>物質情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質名、CAS番号 ・生産、加工、使用の内容 ・各環境媒体への排出量*: 大気(非点源・点源)、水、土壌(地表、地下:埋立処分以外) ・各環境媒体への排出量の四半期ごとの割合 ・サイト内の環境への排出量(埋立、施用、地下注入、尾鉱・廃石投棄・貯蔵) ・排出・移動量の推定基礎※ ・報告量変化の理由 <p>*大気汚染物質・VOCは大気排出のみ、但し、一定量以上を排出する50m以上の煙突について煙突ごとの排出量やその他の所定の情報を報告。</p> <p>※排出移動量の算出根拠について、以下のコードから選択する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続排出モニタリング 連続期間物質濃度と流量を測定し排出係数算出。年間排出量は濃度と流量から推定。 ・ 予測排出モニタリング 排出係数とプロセスのパラメーター(燃料使用、蒸気生成、火炉の温度など)から相関式を構築 ・ 排出源試験 サンプリングしてサンプル中の濃度決定。流量と掛け合わせて物質質量決定。 ・ 物質収支 ・ サイト特異的排出係数 ・ 公開排出係数 ・ 工学的推定 ・ 工学原理や化学的物物理的プロセスの知識を用いた判断により推測。 	<p>大気へのしきい値を超える汚染物質排出データ:</p> <p>汚染物質毎に算定法、総量/事故排出量</p> <p>水へのしきい値を超える汚染物質排出データ:</p> <p>汚染物質毎に算定法、総量/事故排出量</p> <p>土壌へのしきい値を超える汚染物質排出データ:</p> <p>汚染物質毎に算定法、総量/事故排出量</p>	<p>汚染物質の大気、水、及び土壌への排出</p>	<p>Part 2 大気への排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質リスト(排出量(総量及び報告対象量、E-PRTR対象は総量のみ)、算定方法) <p>Part 4 規制水域への排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質リスト(排出媒体(地下水・河川・河口・海)、排出量(総量及び報告対象量、E-PRTR対象は総量のみ)、算定方法) 	<p>大気への排出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.汚染物質 2.算定方法(記号で記入) 3.排出量(kg/年)、事故排出量(kg/年) <p>水への排出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.汚染物質 2.算定方法(記号で記入) 3.排出形態(個別排出/外部施設への接続) 4.排水量または浄化施設コード 5.排出量(kg/年)、事故排出量(kg/年)、移入量(kg/年) 6.(外部施設への接続の場合)最終浄化形態、最終排出量 	<p>セクションB:物質排出情報</p> <p><u>NPIしきい値決定</u></p> <p>物質カテゴリー毎に適用されるNPI報告しきい値を説明</p> <p><u>物質の使用・排出</u></p> <p>物質リストに使用量、大気(点源・非点源)・水・土壌への排出量、算定方法を記入</p> <p>※使用量は非公開</p> <p>※排出係数や推計方法がないため報告できなかった物質についても別途記載</p> <p>※前年度報告していた物質について今回報告しないもの、排出量・移動量が50%以上減少した物質、排出量・移動量が100%増加した物質については、その理由とともに<u>重要な差異として報告</u></p>	<p>化学物質排出量・移動量調査票</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.対象化学物質(物質名、CAS番号、事業所内の最大保有量、取扱量及び用途) 2.対象化学物質の環境中排出量(大気、水、土壌、算定方法) 3.自家埋立量
土壌への排出報告	あり	△(埋立処分のみ)	△(土壌への流出や漏出のみ、埋立処分以外)	あり	あり	あり(Part 3)	あり	あり	あり

※本主要各国PRTR制度比較表の情報は、2016年5月31日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容②(その2: 廃棄物の移動量)

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
廃棄物の移動量 (マス)				<ul style="list-style-type: none"> 年間2トンを超える有害廃棄物、又は年間2,000トンを超える非有害廃棄物のオフサイトへの移動: 国内回収、国内処分、国外回収[*]、国外処分[*]の別々に算定法、総量 ※回収/処分業者の名前、所在地、実際に回収/処分を行ったサイトの所在地を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 年間2トンを超える有害廃棄物、又は年間2,000トンを超える非有害廃棄物のオフサイトへの移動。 	<p>Part 6 サイト外廃棄物移動</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害廃棄物移動量 (しきい値なし、E-PRTR 対象は総量 2t 超/年)、非有害廃棄物(しきい値総量 5t 超、E-PRTR 対象は総量 2,000t 超/年) 欧州廃棄物カタログ (EWC) コード、廃棄物枠組み指令 (WFD) 処分・リカバリーコード、移動量、企業秘密扱いの有無、廃棄物の種別(処分した有害廃棄物、回収した有害廃棄物、処分した他の廃棄物、回収した他の廃棄物)ごとに使用した算定方法 <p>Part 7 海外への廃棄物移動</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害廃棄物移動量 (しきい値なし) を移動先別に、処理内容 (処分・リカバリー)、算定方法、処理事業者名、住所、国、実際に廃棄物を受け入れた施設の住所及び国 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の種類 (コードと番号) ごとに: 発生または排出量、算出方法 (記号で記入)、処理・資源化内容コード、排出先の名称・場所、 海外への移動の場合: EU 規則 1013/2006 に定める通知の番号 (有害廃棄物の場合はさらに最終処理先の名称・住所) 	<p>セクション D: 物質移動情報</p> <p>最終目的地へ送られる廃棄物中の NPI 対象物質 (しきい値を超えるカテゴリー1、カテゴリー1b、またはカテゴリー3) の移動を報告。但し、移動先によって、移動の報告が義務付けられる場合と任意の場合に分かれる。</p> <p><報告が義務づけられる最終移動先></p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地、尾鉱貯蔵施設、地下注入または、その他長期に特設されている廃棄物貯蔵施設等を含む、封じ込めのための最終移動先(オフサイト及びオンサイト) 破棄を目的としたオフサイトの最終移動先 オフサイトの下水道システム 上記のうち、1つまたは1つ以上の最終移動先だけに通じる、オフサイトの処理施設 <p><任意の報告></p> <p>リユース、再生利用、再処理、精製、部分精製、固定化、修復、エネルギー回収</p> <p>※上記排出量と同様、重要な差異についても報告</p>	
廃棄物の移動量 (廃棄物中の有害物質)	<p>4.移動量</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への移動 当該事業所の外への移動 	<p>6.サイト外への廃棄物中の有害物質の移動</p> <p>(公共処理施設への移動: 総移動量、算定方法、移動先及び住所) (他のサイト外への移動: 名称、住所、処理方法)</p> <p>7A.サイト内での廃棄物処理方法・効率 (一般廃棄物ストリームコード[*]、廃棄物処理方法順序コード[*]、廃棄物処理効率コード[*])</p>	<ul style="list-style-type: none"> サイト外への廃棄物中の有害物質の移動量: 処分、中間処理(公共下水道含む)、リサイクル目的の廃棄物の量 報告量変化の理由 処分及びリサイクル目的での施設外への移動の理由 ※1998年までは任意の報告だったため、廃棄物移動量のデータは義務化された1999年から。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定のしきい値を超える、排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動: 回収、処分の別に算定法、総量/事故排出量 	<ul style="list-style-type: none"> 一定のしきい値を超える、排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動 	<p>Part 5 サイト外への廃水による移動量</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質リスト (排出量(総量及び報告対象量、E-PRTR 対象は総量のみ)、算定方法) 			<p>3.対象化学物質の移動量 (廃水処理業者への移動量、廃水の種類、処理方法、廃棄物処理業者への移動量、廃棄物の種類、処理方法、算定方法、処理業者名、処理業者許可番号、処理業者登録番号、処理業者住所)</p>

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016年5月31日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

5. 報告内容③

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出削減活動	報告なし	<p>8.排出源の削減及びリサイクル活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト内・外での処分量 ・サイト内・外でのエネルギー回収量・リサイクル量・処理量 ・修復措置、天災、又は生産工程に関係のない一度限りの出来事により排出された量 ・生産比率又は事業活動指標 ・報告年において行った当該化学物質に対する排出源削減措置及び方法 <ul style="list-style-type: none"> －排出源削減措置が施設で新たに実施された時 (=効果があった時) に報告が必要 －報告項目 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出源削減活動 <ul style="list-style-type: none"> ⇒以下の活動が削減活動に挙げられており合計 43 のコードの中から選択する。 操業管理、在庫管理、流出漏洩管理、原料変更、プロセス変更、洗浄・脱脂、表面処理、製品変更 ➤ 活動同定方法 <ul style="list-style-type: none"> ⇒排出源活動の可能性を同定するのに用いた手法を 11 のコードから選択する (査察、従業員推奨、政府援助プログラムなど) ➤ 予想削減量 <ul style="list-style-type: none"> ⇒年間予想削減量を 6 つのレンジから選択 <p>※上記各項目について前年、当該年、翌年、翌々年を記入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染防止計画 (汚染防止計画作成の有無(ある場合は法定か(根拠法)、自主か)、更新の有無、物質の節約や省エネ・節水を扱っているか) ・実施した内容(以下に分けて記載) <ul style="list-style-type: none"> －原材料の変更 －製品の設計や見直し －設備や工程の変更 －漏洩防止* －場内での再利用・リサイクル・回収 －資材管理や調達方法の改善 －運転方法や訓練の改善 －その他の変更や手順、慣行 －汚染防止活動なし <p>※「漏洩防止」は事故による汚染を防止するためのものであり、漏洩を制限することと起こった場合に漏洩を最小限に抑えることも含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置周りに飛散防御や液漏れトレイを設置する ・漏洩検知装置の導入 ・定期的査察、パイプや保管容器の保守管理 ・漏洩削減のための積載、荷降ろし、移動手法の改良 ・漏洩や廃棄物量削減のためのオーバーフローの警告装置や自動バルブ遮断装置の導入 	報告なし	報告なし	<p>排出削減活動についての報告は求められていないが、以下の報告が義務付けられている。</p> <p>Part 8 資源効率物理指標 (Resource Efficiency Physical Index: REPI) (パート A(1)規制事業、廃棄物埋立処分場及び集約農業施設のみ)</p> <p>主要な経済活動による生産量、原料・エネルギー・水消費量、廃棄物排出量；これら事項の企業秘密扱いの有無</p>	報告なし	<p>セクションC：排出削減活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. よりクリーンな生産活動 (排出源の削減) 16 項目の選択式 2. 汚染抑制機器の設置 (end-of-pipe の削減) 16 項目の選択式 	<p>4. 対象化学物質の排出量削減活動 (前年度及び報告年度の排出量・移動量、排出量の削減活動)</p>
その他特徴ある項目	特になし	<p>7B.サイト内のエネルギー回収工程</p> <p>7C.サイト内のリサイクル工程</p>	特になし	特になし	特になし	<p>放射性廃棄物処分許可施設は、化学物質ではなく、放射性物質の排出・移動量の報告</p>	<p>一定量を超える、年間の水の移入・移出量、排出量</p> <p>一定量を超える、海または河川への年間排熱量 (土壌)修復措置に伴う排出移動量</p>	特になし	特になし
廃棄物処理施設や埋立処分場等に対する特別の配慮の有無	他法令に基づき測定項目となっている対象物質のみ排出量を把握し、届け出ればよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物処分及び溶剤回収施設向け報告ガイドンス (134 頁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃水処理施設向け報告ガイドンス (41 頁) 	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼施設向け報告ガイドンス(22 頁) ・焼却施設向け報告ガイドンス(22 頁) ・埋立処分場向け報告ガイドンス (7 頁) ・廃棄物積替施設向け報告ガイドンス (17 頁) ・廃棄物(廃油含む)化学処理施設向け報告ガイドンス (12 頁) 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・一般固形廃棄物 (MSW) 埋立処分場向け推計マニュアル (45 頁) ・下水・廃水処理施設向け推計マニュアル (51 頁) ・下水汚泥及び生物・医療系廃棄物焼却施設向け推計マニュアル (37 頁) ・溶剤リサイクル施設向け推計マニュアル (32 頁) 	<p>※全ての報告義務事業者は毎年 4 月 30 日までに報告を行うこととなっている。ただし、廃棄物処理事業者は、委託を受けた廃棄物に限って毎年 8 月 31 日まで報告を延期することができる。</p>

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表－①届出の集計データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
集計データ (報告書形式)の公開	<p>◇届出排出量及び移動量の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別 ・都道府県別 ・全国 <p>◇届出外排出量の集計結果</p> <p>◇移動体からの排出量</p>	<p>◇ TRI National Analysis : 当該年の TRI データと傾向についての情報の一般概要 (HTML 形式及び PDF 形式。*をつけた項目は、PDF 形式では、分布地図(HTML 形式では詳細データ参照可能)と主要図表のみ)。</p> <p>○廃棄物発生データ：経年変化(リサイクル、エネルギー回収、中間処理、場外処分その他)、業種構成、発生源対策、親会社別</p> <p>○化学物質排出・移動データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立、大気排出、水系排出、オフサイト処分*：経年変化、業種構成等 ・業種別の排出量データ ・懸念物質(鉛・水銀・ダイオキシン・OSHA 発がん物質)：経年変化、業種構成等 ・ハザード・リスク推移(RSED) <p>○セクターごとのデータ*：廃棄物発生量推移、対象物質排出・移動量推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学産業、採鉱、電力、自動車製造、連邦施設 <p>○地域ごとのデータ*：廃棄物発生量、化学物質排出・移動量、トップ 5 施設、トップ 5 物質等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州別、都市圏別、大規模水生生態系別、先住民居留地別 	<p>◇ Overview of Reviewed Facility - Reported Data (HTML 形式及び PDF 形式)</p> <p>※以下は 2014 年版の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014 年の NPRI データの What's New ・2014 年の NPRI データの概要 ・2014 年に報告を行った施設の所在地 ・2014 年に NPRI に報告された汚染物質の排出量、処分量、リサイクル量の概要 ・報告された汚染防止に関する情報 	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	報告書形式での公表はなし	<p>◇ 化学物質排出量調査結果報告書</p> <p>※以下は 2013 年版の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.化学物質排出量調査業務の概要 2.化学物質排出・移動量調査結果の要約 3.詳細化学物質排出・移動量調査結果 4.化学物質排出量調査結果の分析及び評価 5.韓国、米国、日本の排出量の統計量の比較 6.排出量調査結果の問題点及び改善方案
集計データ (報告書形式)の公表 頻度	毎年	毎年	毎年(最新 2014 報告年。題名は年によって一定しない。)	—	—	—	—	毎年(最新 2013 年度)
集計データ (報告書形式)公表ウ ェブサイト	<p>◇ PRTR データ集計結果</p> <p>http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html</p> <p>又は</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html</p>	<p>◇ TRI National Analysis 及び地域ごとのデータ</p> <p>https://www.epa.gov/trination/alanalysis 又は</p> <p>http://www.epa.gov/tri/tridata/index.html</p>	<p>◇ 2014 NPRI Reviewed Facility Data: Overview</p> <p>http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/default.asp?lang=En&n=386BA5A-1 (HTML)</p> <p>http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/B85A1846-04AB-4E40-ACA0-E7DA313CA7AD/ID_3050_Overview%20of%202014%20NPRI%20data_EN_Nov-9-15_3.pdf (PDF)</p>	—	—	—	<p>◇ NPI Summary Report 2006-07</p> <p>http://www.npi.gov.au/publications/ の ”Summary reports” の項。</p>	<p>◇ 韓国化学物質排出量調査結果報告書</p> <p>国立環境科学院 (NIER) 化学物質情報ポータルサービス http://ncis.nier.go.kr/tri/</p>

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表－②届出外データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
届出外データの公表	<ul style="list-style-type: none"> 届出外排出量の集計結果 対象業種のうち届出要件の対象外となるもの 非対象業種 家庭 移動体 	<p>TRI 制度の下では公表なし</p> <p>※1996年 TRI データ報告までには非点源排出データも公表されていたが、その後 1999 年データから、「国家排出目録 (NEI : National Emission Inventory)」の下で、大気への排出についてのみ非点源排出データを公表するようになった (3 年毎)。</p> <p>※NEI の下での非点源排出データ (郡毎に推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭やオフィスビルなど報告要件に該当しない小規模点源排出 野火や農業等の非点源排出 移動体 (自動車、航空機、船舶) <p>※NEI の対象物質は CO、NO_x、SO₂、VOC、PM_{2.5}、PM₁₀、アンモニア</p>	公表なし	水への非点源排出の推計を公表 (地表水への農業由来の窒素、リン) 大気への非点源排出については、長距離越境大気汚染条約 (CLRTAP) に基づくデータを公表。	<p>PI 制度の下では公表なし</p> <p>※但し、大気への排出については、「国家大気排出目録 (NAEI : National Atmospheric Emissions Inventory)」により、一定の物質について家庭、農業、移動体等の非点源排出も推計し、まとめられている。</p> <p>※NAEI の対象物質は 44 物質 (10 物質群を含む)</p>	公表なし	<ul style="list-style-type: none"> 大気域 (airshed) 及び集水域 (water catchment) における非点源排出の推計を公表 運輸等の非事業活動 芝刈り等の家庭活動 パン製造等の商業活動 小規模事業者など報告要件の対象外となる事業活動 <p>※非点源排出の推計は 1996 年以降行われているが、毎年行われていない。大気については NPI 対象物質について、水については原則として全リンと全窒素、一部重金属について推計を行う。</p> <p>※州及び準州が推計を実施。</p> <p>※非点源排出データのデータソースとして 61 の排出源が挙げられている。</p> <p>※自動車については 2014 年が最新。</p>	公表なし
届出外排出量の推計方法	<ul style="list-style-type: none"> 公表されている届出外排出量の推計方法 小規模事業者及び少量取扱事業者 農薬 殺虫剤 接着剤 塗料 漁網防汚剤 医薬品 洗浄剤・化粧品等 防虫剤・消臭剤 汎用エンジン たばこの煙 自動車 二輪車 特殊自動車 船舶 鉄道車両 航空機 水道 オゾン層破壊物質 ダイオキシン類 低含有率物質 下水処理施設 	公表なし	公表なし	公表なし	公表なし	公表なし	<ul style="list-style-type: none"> 非点源排出マニュアル (現在 21 マニュアル) 航空機 水産養殖 (温帯) 水産養殖 (熱帯) 建築上の塗装 バーベキュー 山火事・予定森林火災 商業用船舶(ボート、レクリエーション用ボート) アスファルト道路の敷設・修復 家庭用/商業用溶剤、エアゾール使用 ドライクリーニング 小規模施設による燃料 (石炭、ガス、木材等) 燃焼 気体状燃料燃焼 (家庭) 産業での溶剤使用 芝刈り (家庭) 自動車 自動車表面仕上げ 舗装・非舗装道路の自動車の通行による砂埃 印刷・グラフィックアート 鉄道 ガソリンスタンド 固形燃料燃焼 (家庭) <p>※その他の非点源排出については、別途策定されている推計手法マニュアル (現在 94 マニュアル) を参照</p>	公表なし

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016 年 5 月 31 日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表－③届出の個別データ

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
施設毎の個別データ	◇ 個別事業所データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表 (2010年5月～)
報告項目に対する公表状況 (企業秘密除く)	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目のうち、「7.担当者 (問い合わせ先) 以外の項目を公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-③」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-③」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目のうち、「排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動量」を除き公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目のうち、「排出量(総量及び報告対象量*)」の算定方法を除き公表。 *当該施設の上限を超えた場合	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について一部を公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目について一部を公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目のうち、セクションD (報告責任者・施設の所有者の詳細、報告書を作成するのに要した資源、コメント) を除き公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「土壌への排出報告」に示した項目のうち、「Part2 物質の使用・排出」における使用量と算定方法を除き公表。 ◇ 「5.報告内容-③」の「排出削減活動」に示した項目のうち、最も排出量を削減した5物質に対して実施したクリーン生産活動及び汚染抑制機器を除き公表。	◇ 「5.報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について一部を公表。 ◇ 「5.報告内容-②」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目について一部を公表。
ウェブ上のデータベース (地図検索ツールを除く)	◇ PRTR インフォメーション広場 <絞り込み条件> ・ 排出年度 ・ 地域 (県別) ・ 届出排出量 (排出・移動先別(全業種含む業種別)、従業員数区分別(業種別)) ・ 届出外排出量 (排出源別、移動体の種類別) http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfolindex.html	◇ TRI Explorer 排出データ、廃棄物の移動量、廃棄物の処分量 <絞り込み条件> ・ 排出年 ・ 場所 (州、地域) ・ 物質グループ、物質名 ・ 北米産業分類システム (NAICS) コード http://iaspub.epa.gov/triexplorer/tri_releases.chemical ◇ Envirofacts 上記 TRI Explorer のほか、以下のデータベースを収載 TRI Search : 個別事業所データや集計データを検索 TRI Form R Search : Form R を提出した施設を検索 TRI Form R & A Download : 個別の Form R 及び Form A のデータをダウンロード. TRI EZ Search : 検索条件を1つのみ設定し、施設データ等を検索可能. TRI Customized Search : 検索条件を複数設定し、施設データ等を検索可能 TRI Pollution Prevention Search : 施設における対象物質の排出・移動量等の経年変化、削減取組等を検索可能 https://www3.epa.gov/enviro/ ◇ TOXNET システム 環境又は人の健康に関心を持つ人向けに、TRI データと健康情報をアクセス可能にしたオンラインデータベース http://toxnet.nlm.nih.gov/	◇ NPRI Online Data Search <絞り込み条件> ・ 報告年 ・ 施設名、NPRI ID ・ 物質名、CAS No. ・ 場所 (州、郵便番号、主要都市圏、地域)、自治体名 ・ 主要産業、北米産業分類システム (NAICS) コード、カナダ標準産業分類 (SIC) コード ・ 環境媒体 (大気、水、土壌) ・ 処理 (オンサイト、オフサイト) ・ リサイクル向け移動 http://ec.gc.ca/inrp-npri/donnees-data/index.cfm?lang=En	◇ Search E-PRTR data <絞り込み条件> ・ 国、地域、河川流域 ・ 排出年 ・ 物質グループ (7グループ)、物質名 ・ 環境媒体 (大気、水、土壌) ・ 事業活動 ・ 廃棄物移動 (非有害廃棄物、有害廃棄物、処理 (リカバリー、廃棄、未特定)、移動先の国) “Facility Level” http://prtr.ec.europa.eu/#/facilitylevels “Industrial Activity” http://prtr.ec.europa.eu/#/industrialactivity “Area Overview” http://prtr.ec.europa.eu/#/areaoverview “Pollutant Releases” http://prtr.ec.europa.eu/#/pollutantreleases “Pollutant Transfers (to Waste Water)” http://prtr.ec.europa.eu/#/pollutanttransfers “Waste Transfers” http://prtr.ec.europa.eu/#/wastetransfers	◇ “What’s in your backyard” Interactive Maps, “Pollution datasearch” <絞り込み条件> ・ データの種類 (産業汚染、汚染事故) ・ 場所 (近傍の郵便番号、近傍の地名、許可番号、事業者名) ・ 報告年(1998～2012) ・ 業種 http://maps.environment-agency.gov.uk/wiyby/dataSearchController?lang=en&textonly=off&topic=pollution または ◇ UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets https://www.gov.uk/guidance/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtr-data-sets <絞り込み条件> ・ 報告年(2007～2014) ・ 地域または集水域 ・ 事業所(事業所名、自治体名、地域の郵便番号) ・ 活動(業種、経済セクター (NACE)) ・ 排出または移動類型(物質類型名、物質名、排出先媒体) ・ 廃棄物類型(有害(国内または海外)/非有害、処理/回収)	◇ 汚染物質排出の登録 (Registre français des émissions polluantes) <絞り込み条件> ・ 施設名 ・ 行政区域 ・ 集水域 ・ 業種 ・ E-PRTR 活動分類 ・ 物質名 ・ 環境媒体 (大気、水[直接]、水[間接]、土壌) ・ 有害廃棄物 (大分類、中分類、小分類) ・ 非有害廃棄物 (大分類) ・ 報告年 http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php	◇ Browse search <絞り込み条件> ・ 報告年 ・ 会社名、施設名 ・ オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類 (ANZSIC) ・ 場所 (州、地方自治体) ・ 物質名 http://www.npi.gov.au/npidata/action/load/browse-search ◇ Search by Form ・ 排出源 (施設、非点源) ・ 報告年 ・ 場所 (郵便番号、州、地方自治体、集水域・集気域) ・ 物質名 ・ 環境媒体 (大気、水、土壌) http://www.npi.gov.au/npidata/action/load/advance-search	◇ 化学物質排出量・移動量情報 <絞り込み条件> ・ 報告年 ・ 地域、行政区域 ・ 物質群、物質名 ・ 業種 ・ 事業者名 ・ 環境媒体 (大気、水、土壌) ・ 移動経路 (水、廃棄物) ・ サイト内処分量 http://ncis.nier.go.kr/prtr/bcid/bcid01.do

※本主要各国 PRTR 制度比較表の情報は、2016年5月31日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく。

6. データの公表－③届出の個別データ (つづき)

事項	日本	米国	カナダ	E-PRTR	英国	フランス	豪州	韓国
地図上検索機能(個別事業所データ)	<p>◇ PRTR データ地図上表示システム</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域から選ぶ(物質、排出年度、地方、都道府県、市区町村、郵便番号) ・事務所を検索する(排出年度、都道府県、市区町村、郵便番号、事業所名、物質、排出/移動先、排出条件(量)、業種、最終処分場の種類、排出水域名、移動下水終末処理場名、廃棄物処理方法、廃棄物種類) <p>http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/</p>	<p>◇ TRI Explorer</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出年 ・場所(州、地域) ・物質グループ、物質名 ・北米産業分類システム(NAICS)コード ・オンサイト/オフサイト <p>http://iaspub.epa.gov/triexplorer/tri_release.maps</p>	<p>なし(Google Earth™などで利用可能なNPRIデータのダウンロードが可能)</p>	<p>「6. データの公表－③届出の個別データ」に示した“Facility Level”の検索の中に用意されている。</p>	<p>◇ “What’s in your backyard” > ”Industrial Pollution” (1998～2012の情報)(インタラクティブマップ) *</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所、郵便番号 ・産業汚染等の形態(燃料及び発電、金属、鉱業、化学、廃棄物、廃水、放射性物質、関連施設、その他、分類不能) <p>http://apps.environment-agency.gov.uk/wiyby/37827.aspx</p> <p>または</p> <p>http://maps.environment-agency.gov.uk/wiyby/wiybyController?x=357683.0&y=355134.0&scale=1&layerGroups=default&ep=map&textonly=off&lang=e&topic=pollution</p> <p>または</p> <p>UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets “Search by map” (インタラクティブマップ) *</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所、郵便番号 ・報告年(2007～2014) ・排出先媒体/排水移動 ・廃棄物移動(非有害/有害(国内、海外)) ・活動形態(エネルギー、金属、鉱業、化学、廃棄物・廃水、紙・木材、畜産・水産、動植物性製品、その他) <p>http://prtr.defra.gov.uk/map-search</p>	<p>◇ 地図上検索(Recherche par cartographie)(インタラクティブマップ) *</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域圏、県、市町村 ・物質名 ・有害廃棄物(大分類、中分類、小分類) ・非有害廃棄物(大分類) ・廃棄物排出/処理 ・排出先: 大気、水、土壌(及びそれらの任意の組み合わせ) ・活動内容 <p>http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php</p>	<p>◇ Search by Map (インタラクティブマップ) *</p> <p><絞り込み条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告年 ・もしくは“Search by Form”で設定した条件(データ種類、報告年、場所、物質、施設名、環境媒体)をマップ表示 <p>http://www.npi.gov.au/npi_data/action/load/map-search</p>	なし
加工可能な生データの提供	<p>◇ CSV形式でデータダウンロード可能</p> <p>「PRTR インフォメーション広場」より、利用者の関心に沿った絞り込み検索を行い、検索結果をダウンロード可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 ・移動量 ・届出外推計 <p>◇ CD-Rにて1年分のデータを一括請求可能(テキスト形式)</p>	<p>◇ CSV形式でダウンロード可能</p> <p>「TRI Explorer」より、利用者の関心に沿った絞り込み検索を行い、検索結果をダウンロード可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 ・廃棄物の移動量・処分量 <p>◇ 請求があればCD-Rで生データを提供: 全米10地域にあるEPA地域事務所のTRIコーディネーターに請求。</p>	<p>◇ CSV形式またはXLSX形式でダウンロード可能(単年度(最近2年間)または1993年以降のバルクデータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 ・廃棄物処分量・移動量 ・リサイクル量 <p>◇ KMZ形式(Google Earth™)における位置情報を示すファイルでもダウンロード可能</p>	<p>◇ KMZ形式(Google Earth™)における位置情報を示すファイル、アクセス形式、テキスト形式でダウンロード可能</p> <p>E-PRTR Dataset : http://prtr.ec.europa.eu/#/static?cont=download_data</p> <p>NPRI Dataset : http://www.ec.gc.ca/inrpnri/default.asp?lang=En&n=0EC58C98-</p>	<p>◇ XML形式及びKMZ形式でダウンロード可能(2014年分のみ)</p> <p>XML形式 : http://prtr.defra.gov.uk/full-dataset</p> <p>KMZ形式 : http://prtr.defra.gov.uk/google-earth-download</p>	<p>◇ CSV形式でダウンロード可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 ・事業者情報 ・水域類型別の排水量 ・廃棄物移動量(有害(排出/処理)、非有害(排出/処理)) <p>http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php で、Téléchargementsを選択</p>	<p>◇ エクセル形式でダウンロード可能</p> <p>検索画面より、利用者の関心に沿った絞り込み検索を行い、検索結果をダウンロード可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設別排出量 ・集水域別排出量 ・集気域別排出量 <p>報告年だけ指定して検索すれば、その年の全データをダウンロードできる。</p>	<p>◇ エクセル形式でダウンロード可能: 「化学物質排出量調査結果詳細統計情報」(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質別排出量・委託処理量(地域別、産業団地別、農工団地別、業種別、水系別) ・媒体別排出量ランキング ・物質別委託処理量ランキング ・発がん懸念物質の評価別排出量・委託処理量 ・内分泌障害推定物質の排出量・委託処理量 ・2001年からの推移: 物質別、発がん懸念物質別、内分泌障害推定物質別(それぞれ地域別、業種別、産業団地別) <p>http://ncis.nier.go.kr/prtr/index.do</p>

* インタラクティブマップ: 地図を直接クリックして、拡大、縮小することが可能な地図上検索システム

※本主要各国PRTR制度比較表の情報は、2016年5月31日時点で公表されている各国政府及び関係機関情報に基づく